

2026年3月3日

各位

会社名 株式会社システムエグゼ  
代表者名 代表取締役社長執行役員 大場 康次  
(コード番号:548A 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役専務執行役員 藤林 隆司  
(TEL 03-5299-5351)

## 募集株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2026年3月3日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴う募集株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- |   |  |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数  | 当社普通株式 34,000株   |
| (2) 募集株式の払込金額   | 未定(2026年3月17日開催予定の取締役会で決定する。)  |
| (3) 払込期日  | 2026年4月3日(金曜日)   |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項                                      | 増加する資本金の額は、2026年3月27日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法  | 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。<br>引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。  |
| (6) 発行価格  | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2026年3月27日に決定する。)   |
| (7) 申込期間  | 2026年3月30日(月曜日)から<br>2026年4月2日(木曜日)まで  |
| (8) 申込株数単位  | 100株   |
| (9) 株式受渡期日  | 2026年4月6日(月曜日)   |
| (10) 引受人の対価   | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。  |
| (11) 払込取扱場所   | 株式会社みずほ銀行 小舟町支店  |
| (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 |  |
| (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。                       |  |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 公募による自己株式の処分の件

- |  |   |
|--|---|
| (1) 募集株式の種類及び数   | 当社普通株式 367,100株   |
| (2) 募集株式の払込金額  | 未定(上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。)  |
| (3) 払込期日   | 上記1.における払込期日と同一とする。   |
| (4) 募集方法   | 処分価格(募集価格)での一般募集とし、みずほ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。<br>引受価額は処分価格(募集価格)と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この公募による自己株式の処分を中止する。 |
| (5) 処分価格(募集価格)   | 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)   |
| (6) 申込期間   | 上記1.における申込期間と同一である。   |
| (7) 申込株数単位   | 上記1.における申込株数単位と同一である。   |
| (8) 株式受渡期日   | 上記1.における株式受渡期日と同一である。   |
| (9) 引受人の対価   | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、処分価格(募集価格)から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1.における引受価額と同一とする。                                      |
| (10) 払込取扱場所  | 株式会社みずほ銀行 小舟町支店   |
| (11) 前記各項を除くほか、この公募による自己株式の処分に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。                |   |
| (12) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による募集株式発行が中止となる場合、本自己株式の処分も中止される。 |   |

## 3. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- |  |   |          |
|--|---|----------|
| (1) 売出株式の種類及び数   | 当社普通株式  | 715,000株 |
| (2) 売出人及び売出株式数   | 千葉県印西市中央南二丁目1番地424号<br>アセット310合同会社  | 400,000株 |
|  | 神奈川県川崎市幸区<br>高橋 光司  | 195,000株 |
|  | 埼玉県幸手市<br>白銀 亨  | 120,000株 |
| (3) 売出方法   | 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、岡三証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び楽天証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。 |          |
| (4) 売出価格   | 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)   |          |
| (5) 申込期間   | 上記1.における申込期間と同一である。   |          |
| (6) 申込株数単位   | 上記1.における申込株数単位と同一である。   |          |
| (7) 株式受渡期日   | 上記1.における株式受渡期日と同一である。   |          |
| (8) 引受人の対価   | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。                        |          |
| (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による募集株式発行及び上記2.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 |   |          |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

#### 4. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 167,400株(上限)  
(売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2026年3月27日(発行価格等決定日)に決定される。)
- (2) 売 出 人 東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による募集株式発行及び上記2.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

#### 5. 第三者割当による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 167,400株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。)
- (3) 申 込 期 日 2026年5月8日(金曜日)
- (4) 払 込 期 日 2026年5月11日(月曜日)
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2026年3月27日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格でみずほ証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定(上記1.における募集株式の引受価額と同一となる。)
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (9) 払 込 取 扱 場 所 株式会社みずほ銀行 小舟町支店
- (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 上記4.のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止される。

#### 6. 当社指定販売先への売付け(親引け)について

上記3.の引受人の買取引受による株式売出しに関して、当社は、みずほ証券株式会社に対し、売出株式数のうち取得金額42百万円に相当する株式数を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会(名称:システムエグゼ社員持株会)を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。なお、親引けは日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、当社が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

ご注意: この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び公募による自己株式の処分並びに株式売出しの概要

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 募集株式数   | ① 公募による募集株式発行<br>当社普通株式 34,000株  |
|             | ② 公募による自己株式の処分<br>当社普通株式 367,100株  |
| (2) 売出株式数   | ① 引受人の買取引受による売出し<br>当社普通株式 715,000株  |
|             | ② オーバーアロットメントによる売出し (※)<br>当社普通株式 上限167,400株                                     |
| (3) 需要の申告期間 | 2026年3月19日(木曜日)から<br>2026年3月26日(木曜日)まで   |
| (4) 価格決定日   | 2026年3月27日(金曜日)<br>(発行価格及び処分価格並びに売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申込期間    | 2026年3月30日(月曜日)から<br>2026年4月2日(木曜日)まで  |
| (6) 払込期日    | 2026年4月3日(金曜日)   |
| (7) 株式受渡期日  | 2026年4月6日(月曜日)   |

#### (※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が167,400株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である東京中小企業投資育成株式会社(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026年3月3日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式167,400株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2026年4月6日(上場日)から2026年5月1日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	5,200,000株
公募による新株式発行による増加株式数	34,000株
公募後の発行済株式総数	5,234,000株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	167,400株(最大)
増加後の発行済株式総数	5,401,400株(最大)

## 3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	367,100株
公募による処分株式数	367,100株
公募後の自己株式数	0株

## 4. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行及び自己株式の処分における手取概算額 340,561 千円(※)については、第三者割当増資の手取概算額上限 146,307 千円(※)と合わせた手取概算額合計上限 486,869 千円を、中期経営計画における基本戦略である「事業変革による収益モデルの転換」及び「長期成長基盤の構築」の実現に向けて、①開発標準基盤の刷新(AI化)、②AI新サービスの開発、③先端技術の研究開発(R&D)、④ハイクラス人材の採用・育成にそれぞれ充当する予定です。具体的な内容は以下のとおりです。

### ①開発標準基盤の刷新(AI化)

収益モデルの転換による高収益化及び長期成長基盤の構築にあたり、プロジェクト利益率の向上と品質の向上は急務となります。AI技術を活用した開発基盤の刷新により生産性が大幅に向上し、各プロジェクトの工数が削減されます。その結果、同一の人的リソースでより多くの案件を手掛けることができ、案件ごとの収益が増加することに加え、余力を新規案件創出にも活用することで総売上の拡大を目指します。さらに品質向上によって不採算プロジェクトの発生が減少し、利益率が改善されるとともに、付加価値あるサービスとして顧客訴求力も高めることができます。

本施策においては、システムや開発ツールの導入、AI自動化機能の開発・実装、その円滑運用に資する環境整備等として人件費、外注費、ライセンス料などの投資支出を予定しています。これらの投資により、アーキテクチャ構成・設計・ソースコード生成・テスト等の開発プロセス全体の自動化・標準化を計画的に進め、全社的な生産性及び品質の向上を強力に推進いたします。

上記費用として、2027年3月期から2029年3月期にかけて毎期75,000千円を充当する予定です。

### ②AI新サービスの開発

長期成長基盤の構築には、新規市場や新たな顧客層への参入、既存顧客へのサービス拡大が不可欠です。新たなAIサービスの開発・導入により、従来アプローチできなかった市場・顧客への参入が進むほか、既存顧客への追加提案によるLTV(顧客生涯価値)の増加も期待できます。これらは新たな売上成長のドライバーとなり、長期的な利益拡大に寄与します。

本施策においては、障害自動検知や自動復旧、予防保守等の運用自動化機能の研究・開発、サービス化に向けた初期投資として、人件費、外注費、ライセンス料等の支出を想定しています。こうした投資を通じて、システム運用の自動化領域への進出と事業拡大を目指します。

上記費用として、2027年3月期に25,000千円、2028年3月期及び2029年3月期にそれぞれ15,000千円を充当する予定です。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

### ③先端技術の研究開発（R&D）

長期成長基盤の構築においては、先端技術の研究や PoC から得られる知見や成果を自社の競争力強化や将来的な高収益サービス創出につなげていくことが不可欠です。最新技術の実践的な検証は、①で述べた開発標準基盤の刷新や②の AI 新サービスの開発にも寄与し、収益モデルの転換、長期成長基盤の構築に直結します。

本施策においては、AI 関連を中心とした基礎研究や PoC にかかる研究開発費、既存プロダクトやサービスの AI 化検証費、先端技術動向の調査・情報収集活動費などに人件費、外注費、ライセンス料、調査費用等の支出を予定しています。これらの継続的投資を通じて新たな技術シーズの発掘及び実装体制の強化を図ります。

上記費用として、2027 年 3 月期から 2029 年 3 月期にかけて毎期 10,000 千円を充当する予定です。

### ④ハイクラス人材の採用・育成

長期成長基盤の構築のためには、専門性を有する人材の採用と、人材育成による人的資本強化が肝要です。デジタル人材獲得競争が激化する中で、早期に採用戦略を強化し、専門性の高い人材を採用することで、難易度の高いプロジェクトの獲得や既存顧客深耕、新規顧客開拓力の向上を図ります。その結果、受託案件数・売上高・利益率の向上が期待できます。あわせて、人材育成への投資により人的資本を強化し、従業員の高度スキル習得やパフォーマンス向上を実現、複雑・高付加価値案件獲得力を増強します。これにより、中長期的な売上及び利益率の着実な成長が見込まれます。

本施策においては、採用活動に伴う人材紹介手数料や求人広告費、採用イベント等の外部支出、及び育成面では PoC を通じた顧客との共創にかかる開発費や人件費などの費用、社外研修・セミナー受講料、外部講師招聘費用、資格取得支援など、専門教育に要する研修・教育支出が主な資金の使途となります。こうした費用投入を通じて、高度なプロジェクト対応力と組織力の持続的な底上げを目指します。

上記費用として、2027 年 3 月期に 65,000 千円、2028 年 3 月期に 56,000 千円、2029 年 3 月期に 55,869 千円を充当する予定です。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定です。

(※) 有価証券届出書提出時における想定発行価格 950 円を基礎として算出した見込額であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 5. 株主への利益配分

### (1) 利益配分の基本方針

当社グループは、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけ、経営体制の強化と今後の持続的な成長に必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的に配当を行うことを基本方針としております。

### (2) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、運転資金、人材採用・育成及び研究開発投資に充当し、経営基盤の拡充や経営体制の一層の強化を図り、将来の業績向上を通じて、株主の皆様への利益還元を図ってまいります。

### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)、(2)に基づき、各事業年度の財政状態と経営成績を勘案しながら、現在の1株当たりの配当額を維持しつつ、40%以上の連結配当性向及び3.5%以上の連結株主資本配当率(DOE)を早期に実現することを目標としております。

### (4) 過去の3決算期間の配当状況

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
1株当たり当期純利益	1,825.02円	139.53円	92.34円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	143.00円 (-1円)	17.80円 (-1円)	14.10円 (-1円)
実績配当性向	7.8%	12.8%	15.3%
自己資本当期純利益率	24.4%	15.6%	9.3%
純資産配当率	1.9%	2.0%	1.4%

(注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。

4. 当社は、2025年12月19日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、2024年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 当社は、2025年12月19日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2023年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2023年3月期(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
1株当たり当期純利益	182.50円	139.53円	92.34円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	14.30円 (-1円)	17.80円 (-1円)	14.10円 (-1円)

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 6. ロックアップについて

公募による募集株式発行及び公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人である東京中小企業投資育成株式会社は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 360 日目の 2027 年 3 月 31 日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。）等を行わない旨合意しております。

また、売出人であるアセット 310 合同会社、高橋光司及び白銀亨並びに当社株主であるウイングアーク 1st 株式会社、大場康次、後藤清孝、荻野弘昭、新船幸広、藤林隆司、システムエグゼ社員持株会、川口慎子、佐藤勝康及び当社従業員（元従業員であった者を含む。）25 名は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2026 年 10 月 2 日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出しは除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2026 年 10 月 2 日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、公募による募集株式発行、公募による自己株式の処分、株式分割及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2026 年 3 月 3 日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社は上記 180 日間又は 360 日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

## 7. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「5. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。